

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

道路脇支障枝剪定業務委託(左京区久多宮の町他 - 一般府道久多広河原線他)

2 業務の目的

左京区久多エリアの道路に関して、一部の山側斜面から樹木の枝が道路上へ張り出している。これらは通行車両との干渉や運転者の視界を妨げるなど、交通に支障を来している。更に降雨時や冬期の降雪時には枝が垂れ下がり、状況を悪化させている。これより、本業務では当該箇所に点在している支障枝の剪定を実施し、車両通行の安全を適切に確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月 30 日(水)まで

4 履行場所

1工区 左京区久多宮の町 一般府道久多広河原線

2工区 左京区久多中の町 一般市道久多4号線

5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

業務委託延長 約 420m

1工区:L1=330m(写真1・2)

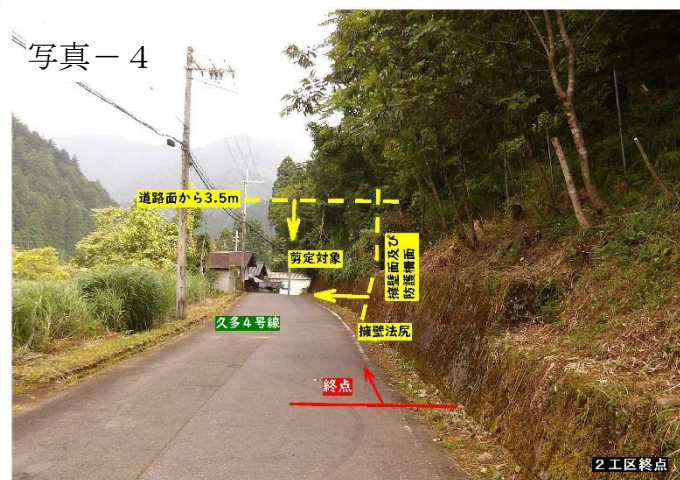
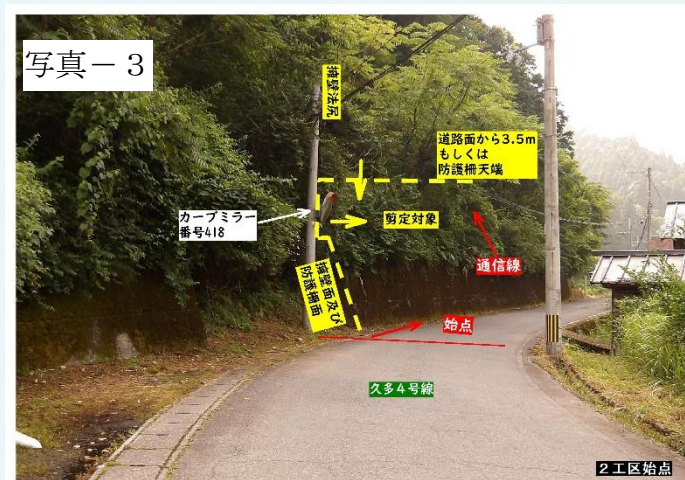
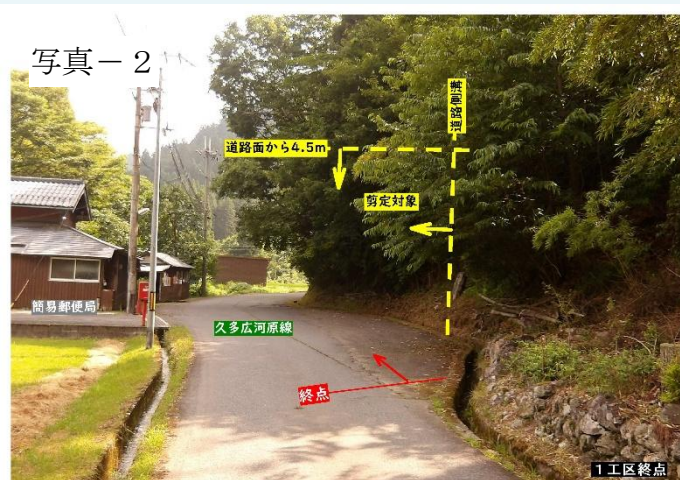
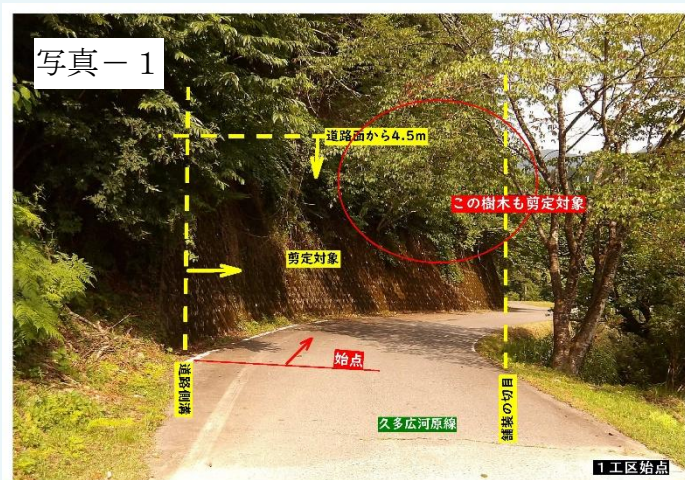
始点 里音橋東詰付近

終点 久多簡易郵便局付近

2工区:L2=90m(写真3・4)

始点 カーブミラー番号418

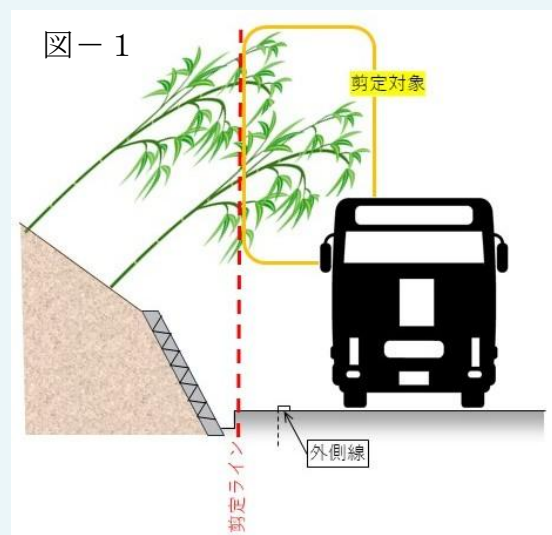
終点 NTT 施設付近



6 業務内容

【1工区】

道路北側の擁壁から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、道路側溝の車道側を境界として、ここから鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から4.5mまでの高さを支障枝として剪定していく(図-1、写真1~2)。なお、始点の河川側から樹木枝が道路

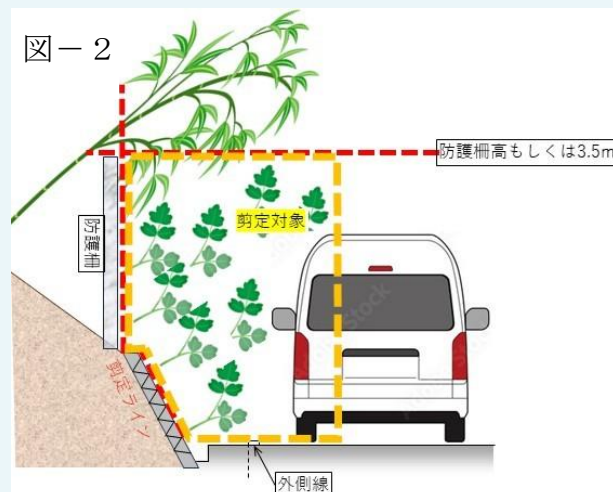


に被さりかけているため、この樹木の剪定も対象とする(写真-1)。

【2工区】

道路西側の擁壁から張り出している支障枝が剪定の対象となる。剪定ラインに関して、道路擁壁法尻のラインを境界として、ここから擁壁面及び防護柵面に引いた線より車道側とし、防護柵高か防護柵が無い場合は道路面から3.5m までの高さを支障枝として剪定していく(図-2、写真3～4)。

なお、久多4号線の道路上を斜めに横断している通信ケーブルがあり、低い位置にあるため、剪定作業時に適宜位置を確認して切断することが無いように注意する(写真-3)。



【1～2工区】

剪定で生じた発生材と併せて、地面に散在した剪定枝や葉っぱ等、作業過程で生じた発生材は受託者において処分を行う。

7 見積項目

剪定等の作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定される。またカーブで見通しが悪い場所もあるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。

- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 左京区役所久多出張所や地元への周知を行うため、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

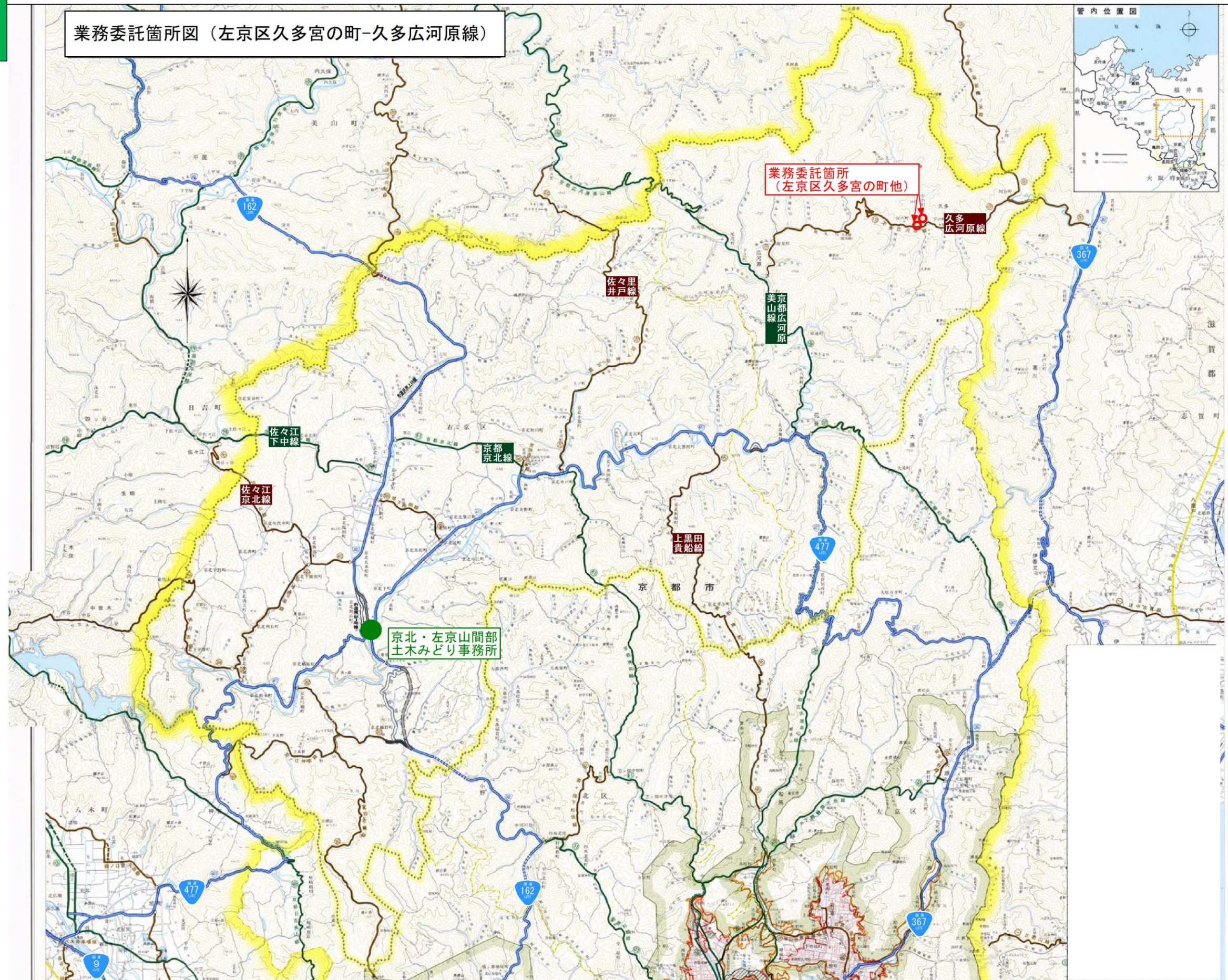
- ・ 作業で生じた剪定材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・ 山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g->

[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

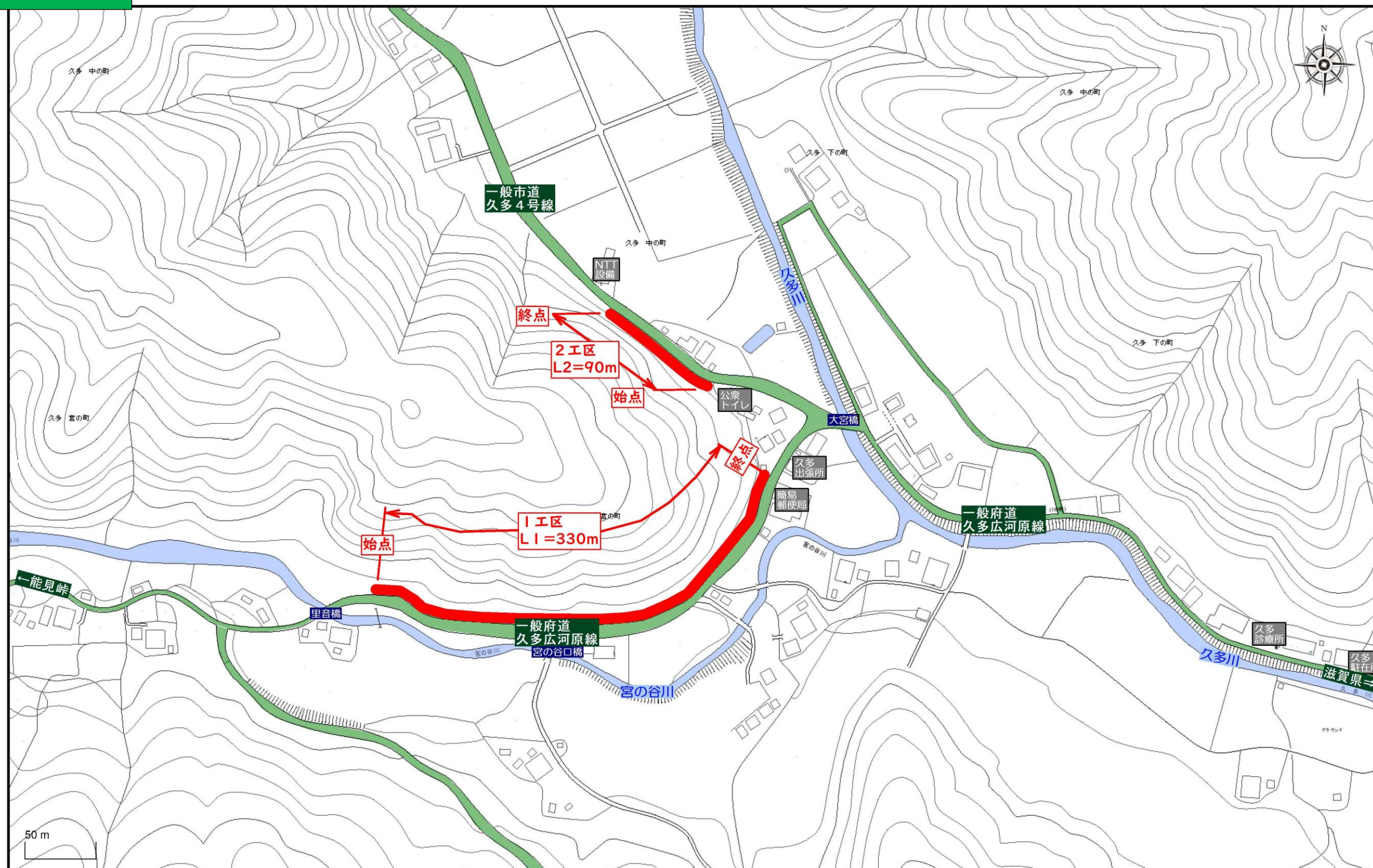
全体 位置図

業務委託箇所図（左京区久多宮の町-久多広河原線）



複製転載

詳細 位置図



1 工区写真
始点順





2工区写真
始点順

